

特別徴収納入書の記入方法変更についてのご案内

令和8年3月から当市における税務システムの標準化に伴い、「市県民税森林環境税特別徴収納入書」の様式が変更となります。これに伴い、納入書の記入方法につきましても変更がございますので、下記のとおりご対応くださいますようお願い申し上げます。

【問い合わせ】碧南市役所 税務課 市民税係 電話（0566）95-9878

特別徴収納入書の記入方法

納入書右上の「納入金額（1）」には、納入書送付時点で決定された納入金額が記載されています。年度の途中で特別徴収税額に変更が生じて各月の納入金額に変更があった場合でも、新たな納入書は送付いたしません。お手元にある納入書を訂正し、使用してください。なお、予備分の納入書を使用される場合、納入金額（1）は空欄のまま、「納付年月」および「納入金額（2）」を記入して納付してください。

●納入金額に変更がない場合【納入金額（1）の金額で納付する】

（記入例）【納入される金額】35,000円 = 【納入書の納入金額（1）】35,000円

納付年月の欄

納入金額（1）の欄

納入金額（2）の欄

納入金額（2）の欄は記入せず、そのまま納入して下さい。

●納入金額に変更がある場合【納入金額（2）の金額で納付する】

（記入例）【納入される金額】41,000円 ≠ 【納入書の納入金額（1）】35,000円

令和8年10月分（納期限：令和8年11月10日）が35,000円から41,000円に変更となった場合
 印字されている納入金額（1）の金額を黒の二重線で消し、納入金額（2）の給与分と合計額に正しい金額を記入してください。
 訂正印は不要です。※納入書は、領収証書・納入書・納入済通知書の三連となっています。3枚とも同様に訂正してください。

納付年月の欄

納入金額（1）の欄

納入金額（2）の欄

黒の二重線で消し、給与分と合計額に正しい金額を記入してください。訂正印は不要です。